家保通信

Vol.35　号外3　令和3年11月11日

東京都家畜保健衛生所

今季初の養鶏場でのHPAI、秋田県で確認！

11月10日、秋田県横手市の採卵養鶏場で、高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の疑似患畜が確認されました。概要は以下のとおりですが、通報前の8日に約90羽、9日に約100羽の死亡が確認され、10日から殺処分が開始されたと報道されています。

国内の家きんでのHPAIは、2021年3月の栃木県芳賀町の養鶏場以来となります。

秋田県横手市　　採卵鶏　約１４.３万羽

経緯（１）９日、死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、本農場に対し移動自粛の要請、農場に立入検査を行い、簡易検査で陽性を確認

（２）１０日、遺伝子検査により、HPAI疑似患畜と確認

HPAI、韓国のウズラ農場で疑い、欧州で多発

韓国では本年９月に野鳥で低病原性鳥インフルエンザが検出されてから高病原性も含め複数のウイルス確認事例があり、11月9日にはウムソン郡のウズラ約77万羽飼育の農場でHPAI疑いの報告がありました。

一方、欧州では10月以降、野鳥で30件、家きんで32件のHPAIの報告があり、FAO（国連食糧農業機関）では、「渡り鳥の飛行ルートにある国は本病の侵入リスクが高い」という見解を示しています。昨シーズンと同様に世界的にHPAI事例の報告が相次いでおり、今季も国内飛来の渡り鳥がウイルスを持ち込むことは確実と考えられ、厳重な警戒が必要です。**飼養衛生管理基準の遵守、特に以下の対策の再確認と徹底を早急に実施してください。**

①防鳥ネットの設置状況（破れ、穴など）の点検と補修
②人、車両、野鳥を含む野生動物等を介したウイルスの農場、家きん舎内への侵入防止対策（靴・服の交換、手指の消毒、不要なものは持ち込まないなど）
③農場周辺の消石灰散布などの消毒の徹底
④鶏の異常の早期発見・早期通報
⑤最新情報の把握

鳥インフルエンザに関する情報は以下URLの農林水産省HPを確認ください。（https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/）

なお、11月号で速報としてお知らせした北海道旭川での死亡マガモからはH5亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが分離されています。

QRコード

飼養衛生管理基準の自己点検をお願いします

下記のチェック表は、飼養衛生管理基準の中でも特に重要な７項目です。

下記の表を用いて、全ての項目にチェック（✔）がつくよう農場の自己点検をお願いします。

□衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
□家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
□家きん舎に出入りする者の手指消毒等
□野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
□ねずみ及び害虫の駆除
□衛生管理区域に出入りする者の手指消毒等
□衛生管理区域に出入りする車両の消毒

家きんの健康状態をよく観察し、

✔家きんの死亡率が通常の2倍以上になったとき
✔5羽以上まとまって死亡したとき
✔異常が見られるとき

ただちに当所までご連絡ください！

東京都家畜保健衛生所（西多摩郡日の出町大字平井2759）
電話：　042-588-7171　（平日昼間 9～17時）
緊急連絡先：090-6941-4315（平日夜間 17時～翌9時・休日）